

札幌市入札及び契約の過程に関する苦情処理要綱

平成 14 年 12 月 24 日 財政局 理事決裁

(最近改正 平成 31 年 3 月 28 日)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）等を踏まえ、札幌市（交通局、水道局及び病院局を除く。）の入札及び契約の過程に関する苦情の処理について必要な事項を定める。

(苦情の対象)

第 2 条 入札及び契約の過程に関する苦情の対象は、札幌市工事施行規程（平成 4 年訓令第 4 号）、札幌市小額工事の施行及び契約事務の適正化に関する規程（昭和 45 年訓令第 8 号）、札幌市除雪業務一般競争入札施行要綱（平成 22 年 8 月 5 日 財政局 理事決裁。以下「除雪要綱」という。）又は札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（平成 20 年 3 月 28 日 財政局 理事決裁。以下「物品・役務要領」という。）に基づき行う契約で次の各号に掲げるものとする。ただし、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 7 年 12 月 28 日 市長決定）の適用を受ける契約を除く。

(1) 一般競争入札によるもの

ア 札幌市工事等一般競争入札施行要綱（平成 17 年 3 月 29 日 財政局 理事決裁。

以下「工事等一般要綱」という。）に基づく工事等

イ 札幌市工事等総合評価落札方式試行要綱（平成 18 年 3 月 29 日 財政局 理事決裁。以下「総合評価要綱」という。）に基づく工事等

ウ 除雪要綱に基づく除雪業務

エ 物品・役務要領に基づく物品購入等及び役務契約

(2) 指名競争入札によるもの

指名競争入札により契約を締結するもの

(3) 随意契約によるもの

随意契約により契約を締結するもの

(苦情の申立てができる者)

第 3 条 苦情の申立てができる者は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 一般競争入札によるもの

ア 工事等一般要綱に基づくもの

入札参加資格がないと認められた者

イ 総合評価要綱に基づくもの

非落札者となった者

ウ 除雪要綱に基づく除雪業務

入札参加資格がないと認められた者

- エ 物品・役務要領に基づくもの
入札参加資格がないと認められた者
- (2) 指名競争入札によるもの
当該契約の履行が可能な有資格者のうち、当該指名競争入札に指名されなかった者
- (3) 随意契約によるもの
当該契約の履行が可能な有資格者のうち、当該随意契約の相手方とならなかった者

(苦情の申立てができる範囲)

第4条 苦情の申立てができる範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 一般競争入札によるもの
 - ア 工事等一般要綱に基づくもの
入札参加資格がないと認めた理由
 - イ 総合評価要綱に基づくもの
落札者としなかった理由
 - ウ 除雪要綱に基づくもの
入札参加資格がないと認めた理由
 - エ 物品・役務要領に基づくもの
入札参加資格がないと認めた理由
- (2) 指名競争入札によるもの
指名しなかった理由
- (3) 随意契約によるもの
随意契約の相手方として選定しなかった理由

(苦情の申立ての手続)

第5条 苦情の申立ての手続は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 一般競争入札によるもの
 - ア 工事等一般要綱に基づくもの
苦情の申立ての手続は、工事等一般要綱第10条の規定による。この場合において、入札参加資格を認められなかった理由についての説明に不服がある場合は、回答を受け取った日の翌日から起算して10日（札幌市の休日に関する条例（平成2年条例第23号）に規定する休日（以下「休日」という。）を含む。）以内に、札幌市附属機関設置条例（平成26年条例43号）別表1に定める札幌市入札・契約等審議委員会（以下「審議委員会」という。）に対し、再苦情の申立てを行うことができる旨を併せて通知するものとする。
 - イ 総合評価要綱に基づくもの
苦情の申立ての手続は、総合評価要綱第12条の規定による。この場合において、アの後段に準ずる通知を行うものとする。
 - ウ 除雪要綱に基づくもの

苦情の申立ての手続は、除雪要綱第 10 条の規定による。この場合において、アの後段に準ずる通知を行うものとする。

エ 物品・役務要領に基づくもの

(ア) 一般競争入札に参加できなかった者は、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから 10 日以内(休日を除く。)に、参加できなかった理由及び当該理由についての説明(以下「理由」という。)を書面により求めることができるものとする。

(イ) 一般競争入札に参加できなかった者から参加できなかった理由等を求められたときは、求められた日の翌日から起算して 5 日(休日を除く。)以内に、様式 1 により回答するものとする。この場合において、アの後段に準ずる通知を行うものとする。

(ウ) (イ)の回答を行う場合は、あらかじめ資格審査委員会の議を経るものとする。

(2) 指名競争入札によるもの

ア 指名競争入札に指名されなかった者は、入札執行後、指名業者名を公表した日の翌日から起算して 10 日(休日を除く。)以内に、指名されなかった理由及び当該理由についての説明(以下「理由等」という。)を書面により求めることができるものとする。

イ 指名競争入札に指名されなかった者から、指名されなかった理由等を求められたときは、求められた日の翌日から起算して 5 日(休日を除く。)以内に、様式 2 により回答するものとする。この場合において、第 1 号アの後段に準ずる通知を行うものとする。

ウ イの回答を行う場合は、あらかじめ被指名者選考委員会の議を経るものとする。

(3) 随意契約によるもの

ア 随意契約の相手方として選定されなかった者は、随意契約の締結後、契約の相手方を公表した日の翌日から起算して 10 日(休日を除く。)以内に、随意契約の相手方として選定されなかった理由等を書面により求めることができるものとする。

イ 随意契約の相手方として選定されなかった者から、随意契約の相手方として選定されなかった理由等を求められたときは、前号イに準じて回答するものとする。

(苦情の申立ての提出先)

第 6 条 苦情の申立ては、当該苦情の原因となった契約を担当する課(以下「契約担当課」という。)に提出するものとする。この場合において、送付又は電送によるものは受け付けないものとする。

(要綱及び苦情処理結果の公表)

第 7 条 この要綱は、財政局管財部契約管理課において公表するものとする。

2 苦情の申立てを行った者に対し回答を行ったときは、契約担当課が定める閲覧場所において、当該回答の内容を公表するものとする。

3 前項の公表期間は、公表した日の翌日から起算して1年を経過する日までとする。

(その他)

第8条 苦情の申立ては、原則として、入札及び契約手続の執行を妨げるものではない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、管財部長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年12月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行し、同日以後に行われる告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約から、適用する。

附 則

この要綱は、平成18年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月28日から施行する。

入札参加資格に係る理由説明書

第 号
年 月 日

様

札幌市長 印

先に請求のあった、入札参加資格確認の結果について、下記のとおり説明いたします。

なお、本説明書に不服があるときは、本説明書を受け取った日の翌日から起算して10日（札幌市の休日に関する条例（平成2年条例第23号）に規定する休日を含む。）以内に、札幌市入札・契約等審議委員会に対し、書面に理由を付して、再苦情の申立てを行うことができます。

記

工事（業務）名	

第 号
年 月 日

様

札幌市長

印

指名されなかった理由及びその説明について（回答）

先に請求のあった、指名競争入札の参加者として指名されなかった理由及びその説明は下記のとおりです。

なお、本回答書に不服があるときは、本回答書を受け取った日の翌日から起算して10日（札幌市の休日に関する条例（平成2年条例第23号）に規定する休日を含む。）以内に、札幌市入札・契約等審議委員会に対し、書面に理由を付して、再苦情の申立てを行うことができます。

記

工事（業務）名	